

関税法施行令等の一部を改正する政令案要綱

- 1．経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定（以下「協定」という。）における関税についての便益の適用を受けるために必要な原産地証明書等に係る記載事項及び提出時期等に関する所要の規定の整備を行うこととする。（関税法施行令第61条関係）
- 2．協定の規定に基づく関税の緊急措置及び関税割当制度の導入に伴い、当該措置及び制度の対象となる国際約束に協定を追加することとする。（関税暫定措置法施行令第19条の2関係）
- 3．特惠関税制度について、タイを原産地とする特定の物品を特惠関税の適用から除外することとする。（関税暫定措置法施行令第25条関係）
- 4．関税割当制度が適用されている物品20品目のうち、特定の乾燥した豆等4品目について、平成19年度下期の関税割当数量を定めることとする。（関税割当制度に関する政令別表関係）
- 5．協定の規定に基づく関税割当制度の導入に伴い、当該関税割当制度に係る割当ての方法及び割当てを受ける手続等を定めることとする。（経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令第1条及び別表第1～別表第4関係）
- 6．その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 7．この政令は、協定の効力発生の日から施行することとする。ただし、上記4．については、平成19年10月1日から施行することとする。